

## 智頭町社会福祉協議会ふれあいサロン事業実施要綱

### （目的）

第1条 この事業は、子どもから高齢者まで地域に暮らす住民が、それぞれの地域で安心して、いきいきとした生活を送るため、気軽に集えるふれあいサロン（以下、「サロン」という。）を開設し、住民相互の交流の場と仲間作りをはかるとともに、住民が福祉活動に参加することで、明るく住みよい福祉の町づくりを推進することを目的とします。

### （事務局）

第2条 この事業の事務局を、社会福祉法人智頭町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）に置くものとします。

### （対象者の範囲）

第3条 この事業の対象者は、すべての地域住民とします。  
ひとり暮らし、家に閉じこもりがちな高齢者、障害者とその家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々と住民（ボランティアを含む）との交流を通じて「孤立の予防」「生きがいづくり」「介護予防」「子育て支援」等の効果を期待できる活動とします。

### （活動内容）

第4条 サロンの活動内容は、参加者が主体的に運営していくことを基本とし、相互に話し合い、参加者の興味関心に沿ったものとします。（茶話会、レクリエーション、趣味教養講座、介護教室、世代間交流、講演会、会食など）  
2 社協は、地域住民が活動を取り組みやすくするための相談・支援、条件整備につとめるものとします。

### （実施回数）

第5条 サロン活動の実施回数は、おおむね年3回以上とし、定期的に行なうことが可能なものとします。また、1回の開催につきおおむね5名以上の参加を原則とします。

### （実施場所）

第6条 サロン活動の実施場所は、公民館、集会所、社寺、民家などとし、参加者が気軽に立ち寄れる場所とします。

### （補助の申請）

第7条 この事業における活動実施のため補助を受けようとするときは、1グループ5名以上をもって、申請書（別紙、様式1及び様式2）の提出により、社協会長へ登録申請するものとします。

(運営)

第8条 サロンの運営は、別表1の補助金のほか、不足分は参加者からの参加費を充てることとします。

(活動の報告)

第9条 サロングループは、活動の完了毎に以下の書類等を添付し、社協会長へ報告します。

- (1) 実施報告書兼請求書(様式3)
  - (2) 事業にかかった経費が確認できる領収書等(様式4)
- 2 社協会長は、報告に基づき補助金を交付します

(その他)

第10条 この要綱の改廃は、理事会の議決を経て会長が行います。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行します。

この要綱は、平成24年4月1日から改訂、施行します。(別添、「ふれあいサロンのきまりごと」サロン助成金額の改訂)

別表1

補助金種類	算出式
ふれあいサロン補助金	5,000円/年 (会員数20名以上の場合、10,000円)
実施補助金	100円 × 参加人数
なお、補助金は、年間30,000円を上限とします。	

## ふれあいサロンの決まりごと

平成24年4月1日  
智頭町社会福祉協議会

### ふれあいサロンとは

地域の皆さんが自宅から歩いて行ける場所などに気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがい作り・仲間作りの輪を広げる活動が「ふれあいサロン」です。

### ふれあいサロンの内容

- ・特にこれをしなければならないという制約はありません。  
会員の皆さんが話し合いながら、参加しやすく、楽しめるもの、そしてグループでできる内容を、自由に決めていくことができます。
- ・地区公民館や集落公民館などで、給食（会食）・教養講座・講演会・講習会・血圧測定・体操・スポーツ活動・カラオケ・ゲーム・踊り、映画会、等々、各グループで考えて運営します。

### ふれあいサロン運営の決まりごと

- ・グループは、5名以上で構成します。
- ・サロンの実施回数は、年間3回以上とします。また、1グループ1日1回までの開催とします。
- ・会員の年齢制限はありません。
- ・1回の開催につき、5名以上の参加を原則とします。
- ・グループは、利用者が歩いて参加できる範囲で構成することを基本としますが、広域にまたがって構成することも可能とします。
- ・地域の祭りや総事など、他の催事との併用開催は、補助の対象となりません。  
県や町などの補助を受けている活動も、補助の対象となりません。

### ふれあいサロンへの助成

#### ①グループ補助費（グループへの活動補助）

1グループに対して**5,000円/年**を、登録更新月に助成します。

（会員が20名を超えるサロンは、**10,000円/年**を助成します。）

#### ②実施補助費（開催に関する経費補助）

ふれあいサロン参加者一人あたり100円/1回を助成します。

#### ③補助金の制限

「グループ補助費」と「実施補助費」を合わせて、合計で**30,000円/年**を上限とします。

なお、サロン活動補助金の用途についての制限はありません。

### ふれあいサロンの手続き

#### ①グループを登録します。（申請書を記入し、提出します）

（登録受付期間は4月1日～6月29日です。）

（受付期間以降の登録グループは、実施補助費のみの助成になりますのでご注意ください。）

↓

#### ②実施報告をします。（実施報告書兼請求書を作成し、領収書を添えて提出します）

※補助金の年度助成額を越えても、報告書は提出してください。

※報告書の締め日は毎月15日、振込日は25日です。（休日の場合はその前後になります。）

締め日以降に提出された報告書は、翌月の振込扱いとなりますので、ご了承ください。

様式 1

## ふれあいサロングループ登録申請書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

智頭町社会福祉協議会長 様

ふれあいサロンを利用したいので下記のとおり登録およびふれあい  
サロン補助金の支給を申請します。

グループ名	
代表者氏名	
代表者住所	智頭町大字
代表者連絡先	
登録会員	名（別紙のとおり）
活動内容	どのような活動を行うか書いてください

サロン補助金	円
--------	---

様式 2

## ふれあいサロン会員登録書

グループ名	
-------	--

	氏名	性別	住所	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式3

## ふれあいサロン実施報告書兼請求書

実施報告

サロン グループ名			
実施年月日	平成 年 月 日 ( ) 曜日	会場	
開催時間	時 ~ 時	参加人数 ①	人
実施内容			

支出内訳 (\*領収書は別紙様式4に貼付してください)

	領収書(支払先)	主な内訳	金額
支出内訳			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	支出合計		円

上記のとおり実施したので、補助金を請求します。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

参加人数 ① \_\_\_\_\_ 人 × @100円 = \_\_\_\_\_ 円

智頭町社会福祉協議会長 様

グループ名 \_\_\_\_\_

代表者住所 智頭町大字 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式4

# ふれあいサロン 領収書貼付用紙